

ソーシャルビジネス支援事業

【新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る
ソーシャルビジネス支援事業】

助成限度額
200万円



社会的課題の解決に取り組む 都内事業者の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限等により、これまでの日常が一変し、子供の学習機会が失われるなど新たな課題が生じています。本事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した社会的な課題の解決に資するソーシャルビジネスに対して助成金を交付し、事業性を確保しながら新たな社会的価値を創出しようとする意欲的な取組をサポートします。

詳細は裏面をご参照ください



ソーシャルビジネス支援事業

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る
ソーシャルビジネス支援事業

ソーシャルビジネスとは

(参考:経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書(平成20年4月)」)

福祉や教育などの社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもので、以下の1~3の要件を満たすもの

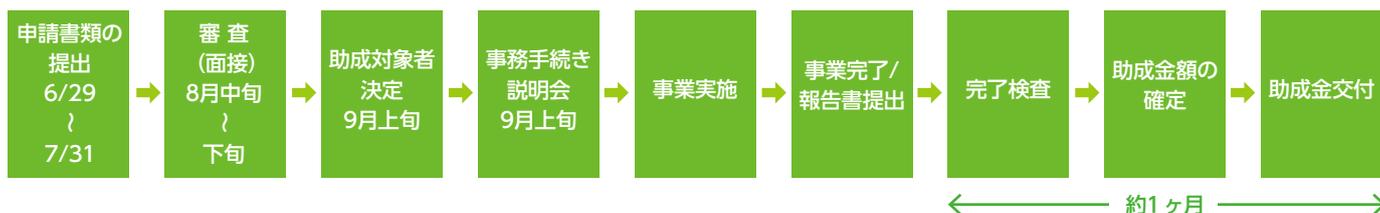
- 1 社会性:** 現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること
- 2 事業性:** 1のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと
- 3 革新性:** 新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること
また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること

助成事業の概要

- 1 助成対象者:** 中小企業者(会社及び個人事業者)、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人及び中小企業団体
※令和2年4月1日現在で都内に登記(本店または支店)があり、かつ都内の事業所で実質的に1年以上継続して事業を営んでいること
- 2 助成対象事業:** 新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した社会的課題の解決に向けて令和2年4月1日以降に新たに行うソーシャルビジネス
【事業例】・子供向けオンライン学習支援、新型コロナウイルス感染者向けペット世話サービス
- 3 助成率:** 2/3以内
- 4 助成限度額:** 200万円(助成下限額50万円)
- 5 助成対象期間:** 交付決定日から最長で令和3年1月31日まで ※令和2年4月1日から交付決定日までの間に着手した経費も、実施の確認ができれば対象に含まれます。
- 6 助成対象経費:** ①委託費: システム開発費用等<助成金上限:100万円>
②広報費: チラシ、ホームページ作成費用等
③備品購入費: 1点10万円(税抜)以上の備品
④その他: 専門家指導費、運搬費
- 7 募集期間:** 令和2年6月29日(月)から7月31日(金)まで(令和2年9月上旬交付決定予定)
※交付決定の状況により追加募集を行う場合があります。
※新型コロナウイルス感染症対策として、提出方法は郵送のみとします。
- 8 申込み方法:** 公社ホームページよりお申し込みください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/social.html>



9 事業スケジュール(予定)



お問合せ先



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

企画管理部 助成課
ソーシャルビジネス支援事業 担当

電話:03-3251-7894・7895 e-mail:josei@tokyo-kosha.or.jp